

(様式1)

審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	漁政課	検索番号	3-1
法令名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	根拠条項	4-1		
許認可等	改善計画の認定				

(根拠規定)

○ 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 第4条第1項
漁業者及び漁業協同組合等（漁業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする漁業協同組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画（個人である漁業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。第9条第1号及び第10条第1項において同じ。）を設立しようとする場合にあつては、当該法人が行う漁業経営の改善に関するものを含む。以下「改善計画」という。）を作成し、これを、次の各号に掲げる改善計画以外の改善計画にあつては農林水産大臣に、次の各号に掲げる改善計画にあつては当該各号に定める都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合にあつては、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

(1) 政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む漁業者が単独で作成した改善計画 当該漁業者の住所地を管轄する都道府県知事

(2) 特定漁業協同組合等（前号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその定款に地区が定められているもののうちその地区が一の都道府県の区域を超えないもの及び同号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその行う事業が一の都道府県の区域内に限られるものをいう。）が単独で作成した改善計画 当該都道府県知事

(3) 漁業者又は漁業協同組合等が共同で作成した改善計画であつて、その代表者が第一号の漁業者又は前号の特定漁業協同組合等からなり、かつ、当該漁業者の住所地をその区域に含む都道府県又は当該特定漁業協同組合等に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県知事

(許認可等の基準)

○ 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 第4条第3項
農林水産大臣又は都道府県知事は、第1項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項が改善指針に照らして適切なものであること。

(2) 前項第3号及び第4号に掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。

○ 愛媛県漁業経営改善計画認定要領（平成14年7月25日伺定め） 第3
1 知事は、改善計画の認定申請を受けたときは速やかにその内容を審査し、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、認定をするものとし、申請者にその旨を通知するものとする。
また、認定しないこととしたときは、申請者に理由を付してその旨を通知するものとする。

(1) 第2第2項第1号の①から③に掲げる事項が、改善指針に照らして適切なものであること。

- (2) 第2第2項第1号の③及び④に掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 知事は、前項の規定による認定の判断に当たっては、申請に係る漁業をめぐる経営環境の推移、申請者の資産及び負債の状況、申請者の経営実績等を総合的に勘案するとともに、次の要件等を検討するものとする。
- (1) 経営の向上の程度を示す指標について、改善指針に照らして適切なものであるかどうかを判断する基準は次のとおりとする。
- ① 漁業者についての判断基準
- ア 一般型
- (ア) 対象者 漁業経営の改善を進めようとする者
- (イ) 計画期間 5年
- (ウ) 指標 計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、付加生産額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること（これらの指標を初めて用いる場合の基準値は15%（漁業者が、新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者との連携強化に取り組む場合（具体的な取組等については、表1に示す。）においては、5%）とし、直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者（直近の改善計画の最終年度において指標の伸び率が基準値を上回った者又は最終年度において指標の伸び率が資源量の変動等のやむを得ない事由で基準値を下回った者のうち、直近の改善計画の3年目以降の年度において指標の伸び率が基準値を上回る年度があった者）が次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から5%削減した値を新たな基準値とすることとする。ただし、新たな基準値は5%を下回ることはできない。）。ただし、上記基準値削減規定の適用があるのは、直近の改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合に限る。

表1

基準値を5%以上とする取組	具体的な取組	考え方（具体例等）
新規事業の実施	海業等への新規取組	自らの生産物を加工・販売する施設や同生産物を提供する飲食店・宿泊施設の整備・運営等の取組等。
	他の漁業種類への着手・転換	特定魚種の不漁等の状況を踏まえた形での漁獲対象種・漁法の複数化に対応する漁船の導入、養殖業への新規着業等の取組等。
新たな技術・手法の導入	スマート水産技術の導入	生産活動の省力化、効率化、生産物の付加価値向上等に資する海洋環境情報や漁獲情報の収集・共有等のための機器・システムの導入の取組等。
	生産履歴等の電子化	養殖業における給餌や投薬の日時、種類、量等の生産履歴等に係る情報を電子的に記録・管理する取組等。
新たな資源管理の実施	漁業法に基づく特定水産資源	漁業法に基づく漁獲可能量による管理の対象となる資源（特定水産資源）とすることが検

		源の拡大への対応	討・議論されている資源を一定程度以上漁獲している漁業者において、当該資源が特定水産資源となることを前提に、かかる検討・議論（当該資源に係る評価結果を含む。）を十分踏ました改善計画の策定。更に、当該資源が特定水産資源となった場合には、配分される大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行うために効果的なものとするための資源管理協定の見直し・変更等の実施。	
		漁業法に基づく漁獲割当てによる管理の導入への対応	漁業法に基づく漁獲割当てによる管理が導入されている又は導入することが検討・議論されている資源を漁獲している漁業者において、当該管理の運用状況又はかかる検討・議論を十分踏ました改善計画の策定。更に、状況に応じて年次漁獲割当量の移転を行う等、制度の円滑な運用に資する対応。	
環境に配慮した事業活動の実施	人工種苗や配合飼料への転換	関係する技術開発等の状況に応じ、環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料、魚粉割合の低い配合飼料、養殖用人工種苗の使用割合を増やす取組等。		
	水産エコラベル認証の取得	水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベル認証（MSC 認証、ASC 認証、MEL 認証など世界水産持続可能性イニシアチブ（GSSI）の認証を受けたもの）を取得する取組。		
	海洋ごみの持ち帰り処分	操業中に回収した海洋ごみの持ち帰り及びその適正な処分を行う取組。		
新たな販売手法の導入・販路の開拓	輸出	輸出対象魚種や輸出先国の拡大、輸出対象生産物の付加価値向上等により、輸出数量や輸出金額を増大させる取組等。		
	インターネットによる直接販売	インターネットを通じた生産物の直接販売により、販売収入の増大を図る取組等。		
	販売先の分散化	新たな販売先（輸出やインターネット販売を含む。）を開拓し、多様な販路を確保する取組等。		
組織再編又は他の事業者との連携強化	合併/事業譲渡/分社化/事業承継	経営体制を見直し、合併・事業譲渡、分社化、事業承継等により経営の合理化・効率化を図る取組。		
	他事業体との連携・作業の共同化	同業他者との作業の共同化や水産加工業者等関連産業に係る事業者との連携により生産プロセスの合理化・効率化や生産物の高付加価値化を図る取組。		

イ 地域連携型

(ア) 対象者 浜プラン等（「浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」をいう。以下同じ。）に基づく取組（改善計画の取組内容の全部又は一部が浜プラン等に記載されている具体的取組内容と一致しているもの）であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者

(イ) 計画期間 3年以上5年以内

(ウ) 指標 計画期間における減価償却前利益の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上であること。ただし、計画期間は浜プラン等の実施期間を1年以上含んで設定することとし、計画期間を3年又は4年と設定する場合にあっても、目標値は5年で設定する場合と同じ値（浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上）を設定するものとする。

ウ 新規就業者型

(ア) 対象者 新たに漁業経営を開始した後3年未満の者であって、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる者（漁業に関する長期研修を1年以上受講した者又はこれと同等の漁労に関する知識及び技術を有すると漁業協同組合若しくは行政方が認める者（漁家子弟等））

(イ) 計画期間 5年

(ウ) 指標 計画期間終了時における減価償却前利益が、地域における同一の漁業種類の平均値（構成員となっている漁業協同組合における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（1/2以上を推奨）を使用した平均値とする。ただし、合併した漁業協同組合にあっては、所属支所等における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（1/2以上を推奨）を使用した平均値とすることができる。）以上であること。

② 漁業協同組合等についての判断基準

漁業協同組合等が漁業者と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、共同で改善計画を作成した漁業者について、①の判断基準をみたすものであること。

また、漁業協同組合等が単独で又は他の漁業協同組合等と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、その構成員である漁業者のうち別途改善計画の認定を受けた者の当該改善計画の達成に資すると認められること。なお、漁業協同組合等が自ら営む漁業により改善計画を作成する場合には、一漁業者として扱いとなり、①の判断基準を用いることになるので留意すること。

なお、複数の漁業者又は漁業協同組合等が共同して改善計画を作成する場合にあっては、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができる。

(2) 漁業経営の改善の内容について、改善指針に照らして適切なものであるかどうかを判断する基準は次のとおりとする。

- ① 自らの経営環境、新規投資に当たっての費用対効果について十分に考慮しており、設備投資の過剰にはつながらないと認められること。
- ② 漁業者が、その漁業経営の改善に当たって、漁業に関する法令を遵守するとともに、次に掲げる自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者、漁獲量の大部分が漁業法（昭和24年法律第267号）第8条第3項に規定する漁獲割当てにより管理されており、同法第124条第1項に基づく資源管理協定の認定を受けることが実態上困難であると認められる者又は同法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づかない養殖業を営んでおり、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁場改善計画に取り組むことができない者であること及び当該漁業者による取組が水産資源の持続的利用の確保に反するものではないと認められること。なお、漁業に関する法令とは、漁業法、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、臘虎脛臍臓獣獮獲取締法（明治45年法律第21号）、持続的養殖生産確保法、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）及び

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

ア 漁業法第124条第1項の認定を受けた同項の協定に基づく資源管理

イ 持続的養殖生産確保法に基づき漁業協同組合等が作成する漁場改善計画の確実な実施

③ 浜プラン等に位置付けられた漁業種類に係る改善計画については、漁村地域全体の活性化を図る観点から、同じ漁業経営の改善に向けた地域の取組である浜プラン等と調和のとれたものであること。

(3) 漁業経営の改善の内容が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであるかどうかを判断する基準は次のとおりとする。

① 漁業経営の改善の内容が具体的であり、かつ、減価償却前利益、付加生産額、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額の向上に確実につながると認められるものであること。

② 漁業経営の改善の内容が、公の秩序を害することとなるおそれがあるなど、公的な支援の対象として適当ではないと考えられるものではないこと。

③ 資金計画について実現が見込まれるものであり、改善計画に掲げる措置を行う上で適切かつ有効なものであること。

(その他)